

令和元年台風第19号で被災された方への本市独自の支援策について

1 目的

令和元年台風第19号によって被害を受けた本市区域内の状況を鑑み、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊以下の住宅に対し、住宅が浸水した被災者の負担軽減を図るため、本市独自の支援策を実施します。

2 支援対象

被災者生活再建支援法に基づいた支援金の支給対象とならない、浸水した住宅（集合住宅の場合は浸水した住戸）に居住する世帯の世帯主で（複数世帯の場合は1世帯のみ）、次の①及び②の両方の要件を満たす方。

- ① 床下浸水又は床上浸水の被害を受けた住宅（店舗併用住宅を含む）で、
「半壊」「一部損壊（準半壊）」「一部損壊（10%未満）」の状態が罹災証明で確認できること。
- ② 被災者生活再建支援制度の対象となっていないこと。

※集合住宅は、浸水した住戸のみを対象としますので、2階以上の住戸や共用部分のみの浸水は対象外となります。

※浸水した建物に居住していた世帯であれば、被災した賃借人も対象とします。

※被災建物に居住していないオーナーや店舗（店舗共用住宅は対象）は対象外とします。

3 支給方法

支給対象者の申請に係る負担を軽減するため、既に罹災証明書の交付を受けている世帯主で、本制度の対象となる方には、制度案内と支給申請書を送付致します。

罹災証明書の交付を受けていない方について、罹災証明書交付時に支給対象者である場合には、制度案内と支給申請書を窓口にてお渡し致します。

4 支給額

1世帯一律30万円（約3千件）：総額約9億円
財源として、寄附金を3千万円充当します。

5 今後の予定

令和元年12月下旬～	対象世帯へ申請書等の発送
令和2年1月中旬～	返送された申請書に基づき支援金を指定口座に振込み
2月以降	毎月末に支援金を振込みます。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局総務部庶務課 長井担当
電話：044-200-0220

台風第19号 被災者向けの支援策

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊 (準半壊)	一部損壊 (10%未満)
<p>被災者生活再建支援制度</p> <p>・50～300万円</p> <p>※半壊の判定のうち、住宅が半壊し、住宅を止むを得ず解体した世帯(半壊解体)を含む。</p>		<p>本市独自支援策 30万円</p> <p>※床上・床下浸水被害</p>		
<p>災害救助法による住宅の応急修理制度</p> <p>※現物支給、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理</p> <p>・59万5千円</p>			<p>・30万円</p>	<p>(対象外)</p>